

## 農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 令和6年10月15日(火) 午前10時00分～午前10時55分

2. 場 所 鈴鹿市消防本部 4階 多目的室

3. 出席委員(15人)

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋	7番	山中 進
8番	阪田 泰久	10番	館 宣一	12番	平子 伸
15番	豊田 栄美子	16番	大野 久美子	17番	小林 登志樹
19番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員(4人)

6番	浦川 広巳	9番	市川 正之	13番	稲田 利幹
14番	上田 みね子				

5. 事務局

農業委員会事務局	伊與田次長、坂総務GL、吉村
農林水産課	岡農政GL、大石

6. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
	第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
	第4号議案	農用地利用集積計画について
	第5号議案	農用地利用集積等促進計画の貸借による権利の移転について
	報告事項第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 時効取得による移転について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 16 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 16 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 16 番大野久美子委員、議席番号第 17 番小林登志樹委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明します。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。  
議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の103番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、登記地目・田、現況地目・畑が3筆、合計面積は346.92㎡です。取得後は水稲・野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の118番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計2,956㎡です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、1の119番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,564㎡です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、5の108番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・原野、現況地目・畑が1筆、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は合計1,481㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農機具も所有しており、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。なお、現況は田となっておりますが、取得後は、畑として利用するとのことです。

続きまして、5の115番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計547㎡です。取得後は野菜・茶・花木を栽培するとの申請です。

続きまして、9の106番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は124㎡です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10の104番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも田及び畑、合計面積は12,634㎡です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の109番は一ノ宮地区、申請地は長太旭町二丁目地内、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも畑、合計面積は379㎡です。取得後は花き及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の114番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも樹園地、合計面積は337㎡です。取得後は水稲、イチゴ及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の110番は若松地区、申請地は若松中一丁目地内、登記地目は畑及び田、現況地目はいずれも畑、面積は554㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の111番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・田、現況地目・

畑、面積は797㎡です。取得後は水稲、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の112番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は502㎡です。取得後は水稲・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16の107番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,474㎡です。取得後は水稲・野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の120番は合川地区、申請地は長法寺町地内、登記地目・現況地目とも畑が6筆、登記地目・田、現況地目・畑が1筆、合計面積は1,077㎡です。取得後は野菜・果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また現住所は青森県となっておりますが、空き家バンク制度を利用して、今回取得する土地の隣地へ転入する予定です。

続きまして、20の113番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は793㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21の105番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は畑、現況地目は樹園地、面積は2,433㎡です。取得後は野菜及び茶を栽培するとの申請です。

続きまして、23の116番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は2,246㎡です。取得後は野菜及び茶を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は17件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書4ページ、及び別表4ページ目の位置図をご覧ください。

まず、3の133番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,004㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、396.86㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、4の134番は牧田地区、申請地は岡田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,206㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の127番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、430.30㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の138番は白子地区、申請地は寺家八丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,033㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は市内で自動車修理業を営んでおりますが、車両の保管場所が不足していたことから、事業所の周辺地である当該地を今般転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の139番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,163㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、454.70㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の131番は栄地区、申請地は磯山一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,014㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.90㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の132番は栄地区、申請地は磯山一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,004㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.90㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の140番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は913㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は申請地近隣で土木工事業を営んでおりますが、資材置場が不足していたことから、今般転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の135番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は832㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の130番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は154㎡です。申請内容は、当該地を看板設置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の136番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は991㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするもので

す。パネル設置面積は、432.33 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の137番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計1,111 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.33 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は12件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き16ページ目をご覧ください。

まず、5の38番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は308 m<sup>2</sup>です。申請内容は、分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、6の36番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目ともに田が1筆、ともに畑が3筆、合計面積は695.1 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を資材置場用地として一時転用するものです。受人は電気設備工事業等を営んでおり、隣接する寺家池の水上を利用した太陽光発電設備に係る工事のため、同地を一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の37番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は924 m<sup>2</sup>です。申請内容は、申請地の一部をゴミ集積場用地とするもので、転用面積は320 m<sup>2</sup>です。国道1号線によって自治会が分断されているため、市廃棄物対策課と協議した結果、新たに同地を転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、

申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農用地利用集積計画について、A4横別冊の農用地利用集積計画（案）により説明します。

計画書1ページ目をお開き下さい。最初に庄野地区です。1番は、米20kg及び米10kgの物納です。2番は、米30kg相当の金納です。

2ページ3番は牧田地区で、米30kg及び米20kgの物納です。

3ページ目4番は、石薬師地区で、使用貸借です。

4ページ目5番からは、白子地区です。5番は米15kgの物納です。6番は米30kgの物納です。7番は米18kg相当の金納です。8番は米20kgの物納です。9番は米30kgの物納です。10番は米30kgの物納です。11番は米20kgの物納です。12番は米20kg相当の金納です。13番は米15kgの物納です。14番は米30kgの物納です。15番は米30kgの物納です。16番は米20kgの物納です。17番は米15kgの物納です。18番は米20kgの物納です。19番は使用貸借です。20番は米30kgの物納です。21番は米30kgの物納です。22番は米30kgの物納です。23番は米30kg相当の金納です。24番は使用貸借及び米30kgの物納です。25番は米30kgの物納及び使用貸借です。26番から32番は使用貸借です。

10ページ目33番は、河曲地区で、米20kgの物納です。

11ページ目34番は、一ノ宮地区で、1筆当たり米150kg、米120kgの物納です。

12ページ目35番からは、玉垣地区です。35番は米50kg相当の金納です。36番は使用貸借です。37番は所有権移転です。

13ページ目38番からは、若松地区です。38番は米50kg及び35kgの物納です。39番は米25kgの物納です。

14ページ目40番からは、栄地区です。40番は米30kgの物納です。41番は米30kgの物納です。

15ページ目42番からは、天名地区です。42番は米50kgの物納です。43番は米30kg相当の金納です。

16ページ目44番、45番は、久間田地区で使用貸借です。

17 ページ目 46 番は椿地区で、5,000 円の金納です。

18 ページ目 47 番からは、鈴峰地区です。47 番は、5,000 円の金納です。48 番、49 番は、使用貸借です。

以上の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることのできる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画の貸借による権利の移転について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画の貸借による権利の移転について説明致します。議案書 8 ページをご覧ください。

15 の 2 から 15 の 6 は、栄地区、農用地利用集積等促進計画の貸借による権利の移転について計画書が提出されたものです。農地中間管理機構を通じた、農用地利用集積等促進計画の貸借権につきましては、現在の借人から新たな借人に貸借の権利を移転する場合、新たな借人が賃借料や残存契約期間について同一の条件で承継するときは、貸人と農地中間管理機構との解約の手続きは行わず、現在の借人から新たな借人へ権利を移転することができることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に促進計画の作成を要請するものです。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認といたします。

引き続き、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第1号から第9号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。